

マンションの管理の適正化に関する指針

管理の適正化の推進

【法第3条の2】

マンション管理適正化推進計画 + 市区等独自の適正化管理指針

マンションの管理の適正化に関する指針

- 一 マンションの管理の適正化の基本的方向
- 二 マンションの管理の適正化の推進のために管理組合が留意すべき基本的事項
 - 1 管理組合の運営
 - 2 管理規約
 - 3 共用部分の範囲及び管理費用の明確化
 - 4 管理組合の経理
 - 5 長期修繕計画の策定及び見直し等
 - 6 発注等の適正化
 - 7 良好な居住環境の維持及び向上
 - 8 その他配慮すべき事項
- 三 マンションの管理の適正化の推進のためにマンションの区分所有者等が留意すべき基本的事項等
- 四 マンションの管理の適正化の推進のための管理委託に関する基本的事項
- 五 マンション管理士制度の普及と活用について
- 六 国、地方公共団体及びマンション管理適正化推進センターの支援

